

Title	上海における「国際阿片調査委員会」と日本のアヘン政策： 台湾総督府のアヘン専売制度を中心として
Sub Title	Japanese opium policies and the international opium commission in Shanghai, 1909
Author	栗原, 純(Kurihara, Jun)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2011
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.28, (2011.) ,p.3- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集1：近代日本の外交
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20110000-0003

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

上海における

「国際阿片調査委員会」と日本のアヘン政策

——台湾総督府のアヘン専売制度を中心として——

栗原 純

はじめに

一九〇九年二月、上海において開催された「国際阿片調査委員会⁽¹⁾」は清国におけるアヘン禁止に向けて関係諸国が参加した国際会議として画期的な意義を有するものであった。出席した日本にとっては、台湾のアヘン政策がはじめて国際会議の俎上に載せられたという意味において歴史的な会議であった。周知のように、アヘン対策は日本の台湾統治の成否を問われかねない重要な懸案であり、台湾総督府は漸禁主義を掲げ、専売制度を施行することにより台湾のアヘン行政を推進してきた。その実績は、東南アジアの植民地を支配する欧米諸

国においても注目され、日本政府を通じて資料を総督府に請求したり、あるいは現地を視察する国なども現れたものの、一〇ヶ国を越える、いずれもその植民地においてアヘン問題と直面している統治国が禁煙に取り組む清国において開催した国際会議は、台湾総督府の推進してきたアヘン政策の実情を包括的に知らしめる重要な機会であった。

上海における会議の開催については、詳しくは後述するように、既に先行研究もあり、深刻な事態に苦慮する清国のアヘン禁止政策、インド産アヘンを輸出してきたイギリスの政策転換、あるいはフィリピンを領有したことによりアヘン問題に直面したアメリカのアヘン対策を梃子とした対清外交などの諸側面からの検討がされてきた。しかし、先行研究では、会議と台湾のアヘン行政との関係についての検討は乏しく、そのため、日本が参加した意図、会議における日本の役割、あるいは会議の結果が台湾総督府の政策に与えた影響などは必ずしも明らかにされてきた訳ではない。あるいは寧ろ等閑視されてきたといえよう。会議との関係について述べれば、アメリカから呼びかけられた日本政府にとって、アヘンの輸出国ではないと認識していた日本におけるアヘン問題とは台湾の問題であると捉えられていた。そのため日本政府は、内地の嚴禁政策と共に、台湾におけるアヘン専売制度についての詳細な報告書を提出している。

本稿は、日本側の主役ともいべき台湾総督府のアヘン政策と会議との関係を中心として、台湾総督府の会議への姿勢、あるいは会議の経緯や決議事項が台湾のアヘン行政に与えた影響について具体的に明らかにすることを目的としている。

一 アメリカの台湾調査と会議の開催

先行研究によれば、国際会議を提唱したアメリカは、フィリピンを領有することによりアヘン問題に直面する。総督タフトは、一九〇三年七月、アヘン調査委員会を設立し、日本・台湾・香港・中国・サイゴン・シンガポールなど各地に委員を派遣して調査し、アヘン政策の参考とすることを計画する。調査期間五ヶ月のうち多くの日数は日本と台湾にあてられ、その報告は一九〇四年六月にフィリピン行政委員会に提出される。報告書は、日本では法令が厳格に遵守され、また中国を反面教師として輸入が厳禁され、社会的道徳観念も強く警察による取り締まりがされている結果、国内の中国人もアヘンは入手できないこと、また、台湾では島民にはアヘンの専売制が施行されているが、日本人には拡大してはいいないことなどを指摘している。

また一八日の日数が割かれた中国について、報告書は富裕層にとっては娯楽として、下層の者にとっては疲労回復に必須なものとしてアヘン・モルヒネが蔓延しており、政府も削減に努めているとは思えないと実情を記している。

ちなみに『台湾日日新報』の「比律賓と台湾の阿片制度」(一九〇三年八月一六日)によれば、

領台以来本島の阿片制度が大に其の効を奏したることは内外人の均しく認むる所にして先頃和蘭政府より蘭領印度に阿片制度を施行せんとするの希望を以て本島の阿片制度を参考としたき趣申出ありたる……茲に又馬尼刺政府にても阿片取締に関する制度調査の必要に迫り今回北米大統領の命に依り馬尼刺政府三名

を派遣して先ず本島の阿片制度を取調べしめ次で他の諸国の制度をも調査せしむる筈にて右三人は既に昨十五日同島出發の予定なりし由なれば其の本島着は数日の内なるべしと云へり⁽²⁾

と、調査団の來台予定とその目的について報道されており、続いて「順路の都合に依り實際の來台期は未だ確定せざる由」(九月九日「米國派遣員の來台期」)、「右の調査員比律賓衛生局長イー、シーカーター少佐及びアルバート氏は目下既に日本に渡來し東京に於て調査中なれば近々中に本島へも渡來するならんとの事なり」(九月三〇日「比律賓官吏の阿片調査」)などと早くから動向が注目されていたことが知られる。

その後一〇月一三日には、「阿片制度調査委員の着台」と題された記事に「昨日山城丸にて着台し直に総督官邸に投宿せり右の内カーター少佐ブレント僧正は米國人にしてドクトル、アルバート氏は比律賓人なるが三氏とも比律賓の衛生局員なり」と、委員の紹介と総督官邸滞在が報じられ、翌日の「阿片制度調査委員」には「昨日午前中相携へて後藤民政長官を其の官邸に訪問せり」とあり、後藤が衛生課長加藤尚志と共にアヘン制度の概略を説明したことが報じられている。

また、『台湾日日新報』は直接、委員に取材をしており、「比島衛生局長の談話」(一〇月一六日)には、

比律賓の衛生局長カーター氏……昨日本社員の訪問に対し同氏の語る所に依れば比律賓に於ける阿片吸食者の多数は支那人にして目下同島に在留せし支那人は大約七万五千人なるが其中阿片を吸食する者過半数を占め又同島土著の土人中にも多数之を吸食する者あり米國政府にては同島領有以來種々之が取締法に關し攻究する所ありしが結局北米合衆國の主義より文明の的として之を禁遏すべきものたるを認めたるも只

禁遏の方法に至りては未だ定まれる方針なし或は漸次に禁遏すべきかに就ては大に講究せざるべからざるものあり然るに近年台湾政府が漸禁制度を実施し頗る好成績を得たること世界に名高ければ大統領は台湾阿片制度調査のため余等を派遣せり

と、アメリカがフィリピン領有によりアヘン問題に直面するに至ったこと、その対策検討のために大統領により調査委員が派遣されたことなどと説明している。取材に対し、カーターは「東京に一箇月程滞在して阿片制度の取調を為し大要を知り得たれば更に实地に就て詳細を知らんため本島に來れり」と目的を明らかにし、幼児期よりの喫煙禁止が重要であることを指摘したうえで、「台湾の阿片制度は米國政府が比律賓に阿片制度を施行するに就て範を取るべき点多し云々」と好意的に評価し、訪問の成果を強調している。

また、「阿片制度調査委員の質疑」（一〇月一六日）は、「一、台湾總督府の阿片に關係ある官衙の名称及び其性質を示されたし 二、阿片消費監督の方法を簡□に記されたし 三、阿片密輸入の最も普通なる手段及び之が発見の方法を示されたし 四、警察官は令状を有せずして家宅捜査又は逮捕を行ふの職權を附与せらるゝや 五、現今吸食に対する官の取締り□り大なる市街に於て阿片の吸食を□開の場所に限り許可□私□に於て之を禁止する事は容易に行はれ得ると思考せらるゝや」という五点について委員からの質問がされていたことを報じ、彼等の関心の焦点を明らかにしている。

調査委員は、一六日に離台するが、二〇日の『台湾日日新報』には「米國の阿片制度調査（委員諸氏を送る）」と題して、以下の記事が記載されている。長文にわたるが、その要点を引用したい。

東洋に殖民地を有する歐洲諸國は夙に其害を熟知し喫煙は文明の敵たるを認知せるにも拘はらず自己殖民地の吸食者取締を放漫にして顧みず假令多少の阿片制度を設くるも単に本國人の吸食を禁遏せんとするに止まり東洋人に対しては如何に生靈を荼毒し如何に害毒を流すも……冷々看過するのみならず却て之を奨励して財源と為しつ、あり一視同仁の博愛主義より衛生上の原理に基き阿片制度を確立せんとするか如きは歐洲諸國の夢想たもせざる所なり是れ人種宗教の差異より黄色人を同等視せざるの結果ならんか

と、記事は日本の台湾統治を「一視同仁」と称し、欧米の植民地統治について人種主義的観点から台湾との相違に触れた後、ところが米國政府はフィリピンを領有すると博愛平等主義を拡張し、文明上人道より喫煙の害毒を除こうとしているとして米國を評価している。調査委員によれば、嚴禁主義とするか漸禁主義とするかは調査が終了しないと確定できないというが、嚴禁は極刑を以てしても困難であり、密輸の完全な禁止も困難なうえ、急激な禁煙は健康上も問題があるなど、嚴禁主義の実行困難な理由を列挙し、米國が嚴禁主義を実施しようとするれば、「在住支那人吸食者は他の殖民地に移住するの外なかるへし」という。しかし、それは商業上拓殖上困難である以上、財源を目的としたものではないことは勿論であるが、

漸禁主義を執り制度を新定せざるへからざることは蓋し調査委員諸氏の既に認諒せる所なるへし……米國政府が率先して比律賓に各國の阿片制度の精粹を集成したる阿片令を施かんと欲するは近來の一大美挙として賞賛止まざる所にして他の歐洲諸國も米國に刺激せられて漸次一定の主義方針ある阿片令を施行するに至るへく果して然らば人道上衛生上福利鮮少ならずと謂ふへし

と、アメリカの姿勢を評価する。また、委員の中で一人フィリピン人のアルベルトについては、「ドクトル、アルベルト氏の談」(一〇月一七日)の記事に、「ドクトル、ジ□ツセー、アルベルト氏は比律賓人なり記者昨日之を総督官邸に訪ふて種々の談話を聞けり」とあり、留学先の「独逸に於て後藤民政長官を知れり今馬尼刺に□医術開業をなし居れり」と、後藤とは旧知の仲であったことが触れられている。

調査団の一員であったブレントは、一九〇五年一月、調査結果を記した「フィリピン・レポート」をワシントンに持参し、当時陸軍長官であったタフトに提出するとともに、翌年には、大統領に禁煙に関する国際会議開催に関する書簡を提出し、調査の経験からアメリカは中国における禁煙問題を主導できることを伝えた。⁽³⁾ 後述のように、ブレントは会議の議長として活躍する人物である。

以上、先行研究を参考にしつつ、アメリカ政府の動向について述べてきたが、以下、イギリスと清国との禁煙をめぐる交渉について辿ってみたい。

アジアにおけるアヘン貿易の中心であったイギリスでは、一九〇五年に自由党政権が誕生し、議会においてインド相モーリーは、すでにアヘン税収はインド政府財源の5%に過ぎず、阿片貿易の廃止を可能と答弁している。また、新内閣は清朝の「光緒新政」に注目していたが、一九〇六年九月二〇日、清朝皇帝が、罌粟栽培・アヘンの厳禁を宣言したことは、国際会議開催の契機となるものであった。⁽⁴⁾

すなわち、九月二七日、アメリカの駐英大使が外相グレイに東アジア・東南アジアにおけるアヘン貿易、吸煙の慣習について中国・日本・フランス・オランダ・ドイツによる委員会の設置を打診した。これに対し、グレイはインド政府の財源問題を理由に拒否することはないとしながら、中国国内のアヘン生産を調査すること

を条件に賛同している。⁽⁵⁾

また、日本政府は、十一月一日、外務大臣から在英大使に対し、

在マニラ米人 Bishop Brent 熱心ニ鴉片喫煙禁止ニ関スル運動ヲ為シ其結果米国政府ハ本件ニ利害ノ関係最モ深キ日英両政府ノ同意ヲ得バ清国ニ於テ自ラ鴉片ヲ製造販売セズトノ条件ノ下ニ鴉片貿易ヲ禁止スルコトニ尽力スベシトテ在本邦米国大使ニ訓令シ帝國政府ノ内意ヲ問ハシメタリ本大臣ハ当該官憲トモ論議ノ上返答スベキ旨ヲ答ヘ置キタルガ

と、アメリカからの働きかけがあったことを記し、同政府はすでにイギリスへも打診した模様なので、イギリス政府の意向を電文するように命じた。

これを承けて、ロンドンの小林大使は、十一月八日、

本件ハ印度政府ニ大関係ヲ有スル事柄ナルニ付目下同政府ノ意向問合中ナリ同大臣一個ノ考トシテハ国際調査委員会ノ設置ニハ同意ナレトモ阿片貿易禁止ト同時ニ如何ニシテ支那ニ於ケル阿片ノ生産ヲ制止スヘキヤノ問題ヲ講究スルコトヲ条件トシタシ

と、清国における生産削減を条件とするイギリス政府の意向について報告している。

日本政府はこのイギリスの動向を得て、二二日、

在マニラ米人 Bishop Brent 熱心ニ鴉片喫烟禁止ニ関スル運動ヲ為シ其結果米国政府ハ本件ニ利害ノ關係最モ深キ日英兩政府ノ同意ヲ得バ清国ニ於テ自ラ鴉片ヲ製造販売セズトノ条件ノ下ニ鴉片貿易ヲ禁止スルコトニ尽力スベシトテ在本邦米国大使ニ訓令シ帝國政府ノ内意ヲ問ハシメタリ

帝國政府ハ右ニ対シ前記条件ヲ以テ鴉片貿易ヲ禁止スルコトハ主義上何等異存ナシト雖清国ニ於テ罌粟耕作并ニ鴉片ノ製造ノ禁止ヲ実行スルハ甚タ困難ナル問題ナルヲ以テ右ノ方法ニ付テハ十分講究ヲ要スルモノト認ムル旨回答スベシ⁶⁾

と、ブレントの活動に触れ、貿易禁止には同意しつつ、清国における製造禁止については慎重な姿勢を回答するように駐米大使に伝えている。

当時、日本はアヘン輸出国とはみなされておらず、イギリスとの立場は異なるものの、問題を清国内の生産禁止の実施如何に委ねている点においては共通するといえよう。

その清国は、一九〇七年一月二五日、インド産アヘンの輸入を一〇年間にわたり、毎年一〇%ずつ通減し根絶させるという貿易章程をイギリスに提案し、二月七日には、戒煙会を設置して禁煙運動を推進する、煙館などの一律閉鎖の命令など具体的な禁煙策を打ち出した。このため、イギリス外相グレイは、六月一四日、駐清公使ジョーダンに対してトルコ・ペルシアからの輸入アヘンについても同様の措置をとること、モルヒネ輸出については各国の承諾を待って実行するなどの指示をした結果、一二月七日、ジョーダンは一九〇八年一月一日からアヘンの輸出を減少し三年間を期限とする、租界の煙館の閉鎖、モルヒネ・注射針の輸入禁止は日本政

府の回答を待つて各国公使に照会するなどの点で清国政府の回答を得たことを報告している。

その結果、両国は一九〇八年一月一日からインド産アヘン輸出を五一〇〇両ずつ三年間削減し、その間に清国がアヘンの国内生産と消費を減少させることができれば、イギリスはその取り決めにさらに延長するという協定を締結した。

以上の清国における禁煙の動向とイギリスとの交渉について、一九〇六年一〇月三十一日、ロンドンの総領事坂田重次郎は外務大臣林董に、インド・清国間のアヘン貿易の廃止について下院において満場一致で可決されたこと、インド大臣モーレーが、清国政府の「⁽⁷⁾具体的提案ニ接スルニ於テハ帝国政府ハ同情的精神ヲ以テ之ヲ邀フルニ躊躇セサルヘク」と答弁したことなどを伝えており、日本政府も早くから注目していた。

また、在清全権公使林権助から林董には、一九〇七年一月十九日、政務処が策定した罌粟栽培禁止についての章程が一月二日付けを以て外務部より林に送付されたこと、内容は居留地における吸烟取り締まり、モルヒネ及び注射器の輸入禁止について同意を求めていること、日本政府が阿片輸入禁止について清国に援助を与える⁽⁸⁾と信じていると記されていることなどが伝えられている。

林権助は同報告において、日本はアヘン輸出国ではないので外務部は輸入禁止について日本の同意を求めてきている訳ではないとしたうえで、

清国ガ今回制定シタル禁吸禁種章程ヲ果シテ予期之通り実行シ得ルヤ否ヤ当国ノ事例ニ照ラシテ多少疑ナキ能ハズ殊ニ内外国産阿片ヨリ得ルトコロノ収入ハ頗ル莫大ニシテ之レカ禁止ノ為メ財政上ニ及ホス影響少小ナラサルカ故ニ実行上竟ニ故障ナキヲ得ルヤ之レヲ保チ難

と、政府の統治能力、あるいは財政的裏付けのなさを理由に禁煙の実行については疑念を示しながらも、

要スルニ清国ガ数十百年来ノ大問題タル阿片禁止ニ着手セルハ兎モ角近来ノ一果断タルヲ失ハズ之レヲ問題ノ性質ニ顧ミルモ寧ロ列国ニ於テ賛助ヲ与フベキモノト存候……而シテ阿片ノ輸入禁止ハ貿易上帝国ノ痛痒ヲ感セサル所ナレバ本件輸入禁止ニ就テハ帝国政府ハ清国政府ガ今後罌粟ノ耕種其他禁止章程ヲ確實ニ施行スルコト他列国ノ賛同トヲ条件トシテ同意スルコトヲ声明シ……可成清国ノ希望ニ応スベキ旨回答致候方可然ト存候

と、清国の政策に積極的に賛同の姿勢を表明することを上申している。⁽⁸⁾

林のいうように、日本はアヘン輸出国ではないとしつつも、イギリスと清国との輸入禁止をめぐる交渉について注目していたことも事実である。一九〇七年三月二七日、ロンドンの総領事坂田重次郎は、イギリスはアヘン輸入禁止だけではなく、清国内のアヘン生産についても調査することを条件にアメリカの提案する調査委員会への加入に同意していることを伝え、⁽⁹⁾また、八月一七日には、イギリス政府は清国に対し、

(一) 一千九百年迄ハ清国ニ於ケル土烟産額ノ減縮ニ比例シ印度阿片ノ清国ヘノ輸出額ヲ毎年十分ノ一ツ、縮小セシメントスル清国ノ提議ヲ主義ニ於テ承諾スルコト……

(二) 英国政府ハ一名ノ清国官吏ヲ「カルカッタ」ニ駐在セシムルコトヲ承諾ス……

(三) 清国ニ於ケル輸入外国阿片ニ対スル清国海関並ニ厘金税率ヲ全国土烟ニ対シ現ニ課税セラル、額ト均等ノ程度迄ニ増額スルコトヲ承諾ス……

右ノ外政府ハ「ベンゴール」州ニ於ケル罌粟栽培地積ヲ縮小スルノ措置ヲ採リタルコト

などを通牒し、イギリスが清国内の生産減を条件として「主義ニ於テ」輸入禁止に同意していることを報告している。⁽¹⁰⁾

また、在清臨時代理公使阿部守太郎からは、九月一六日の報告の付属文書に「駐清英国公使ヨリ外務部ヘノ照復文訳」⁽¹¹⁾が添付されている。

同文書によれば、イギリス政府の回答として、「清国政府ノ提議ニ係ル洋薬（外国産鴉片）ヲ十年間ニ禁止センガ為メ洋薬ノ輸入額ヲ一年ニ一割ツ、減少シ以テ漸次減減ノ方法ヲトルベシトノ件ニ対シテハ本国政府ハ別ニ一方法ヲ案シ清国輸入ノ数ヲ制限セズシテ印度ヨリ外国ニ輸出スル鴉片総額ヲ限定セントス」と、インドにおける輸出制限が提案されている。

さらに、清国政府の提議によれば「洋薬ノ力既ニ強クシテ之ニ対スル徴税ハ土薬（内国産阿片）ニ比シテ輕キガ故ニ更ニ税金ヲ一倍」となっているが、これは「実ハ重税ヲ課シテ禁止セントスルモノナリ」であり、この点について、イギリス政府は公使に対して、「洋薬ト土薬ト均一ニ徴収スルノ主旨ヲ以テ商議スベシトノ訓令」をしていること、本国政府はこの問題について事前に以下の三点について承知しておきたいとして、

甲 ……土薬ノ都テニ対シ切実ニ徴収セラル、ヤ否ヤ

乙 内国産阿片ニ対スル新定税ハ従前ノ税ニ比シテ加培ナルヤ或ハ増加更ニ多キモノナルヤ否ヤ
丙 洋薬ノ価格ト土薬ノ価格トヲ比較スレバ如何……洋薬ノ力土薬ニ倍ストノ語ハ印度政府ノ甚ダ信ゼザ
ル処ニ有之

と、清国側に問いただしていること、また「モルフイア」ノ自由輸入禁止ノ一事ハ締盟各国ガ皆承認スルヲ俟テ本國政府亦之ニ賛成可致候」と各国の協調を前提に同意を表明していることが知られ、交渉内容やイギリ
ス側の姿勢が具体的に理解できる。

上述のように、両国の交渉の結果、一九〇八年一月からの輸入削減が協定されると、在清臨時代理公使は、
六月二三日、

清國政府ハ阿片輸入漸禁ノ弁法ヲ既ニ確立シ得タル次第ニテ我同意ノ有無ノ如キハ依然毫モ意ニ介セザル
ニ似タルハ……實際ニ於テ我同意ナキモ輸入漸禁上少シモ差支ナシトセバ我ニ於テ引続キ同意ヲ留保スル
ノ益アルヲ認メズ寧ろ進ンデ此際同意ヲ表スル方得策ト存候……右同意ヲ表示シ得ル様御回訓置相成度

と、交渉においては当事国ではなく、いわば蚊帳の外であった日本として、この際、同意表明が望ましいこと
を外務大臣林董に請訓している。⁽¹²⁾

先行研究によれば、アメリカ政府は一九〇八年一月からインド産阿片の輸入削減交渉が実現したことを受け
て、同年五月、翌年一月一日よりアヘンの使用や取り引きの制限方法を検討し、植民地での栽培・使用などを

通減する方向で協力するための国際アヘン会議を上海において開催することを正式にイギリス政府に提案した。さらにアメリカは、七月、生アヘンと煙膏の輸入、モルヒネ使用などをも検討対象とする意向を示したため、イギリスは委員会の任務があまりにも包括的であり責任が重すぎるなどの意見をアメリカに送っている。

また、イギリス側ではインド省が会議の目的が調査ではなく抑止になっていることに不満を表明し、アヘンの生産や取り引きについて詳細な調査が必要であり、委員にはインド植民地政府代表を含むことなどを要求する動きがあったことが知られる。⁽¹³⁾

二 日本政府の参加

本項では台湾総督府が残した公文書を中心にみていきたい。公文書は現在、台湾南投市にある国史館台湾文献館に所蔵され、デジタル化された史料が公開されているが、その簿冊の一冊に『明治四二年 台湾総督府公文類纂 一五年保存 四』がある。同簿冊は目次に「各国阿片会議ニ関スル調査書及委員選定并報告書等ノ件」と題され、関係文書が編綴されている。以下、同簿冊に編綴された文書を参照し、会議開催に向けた各国の動向と日本の参加について明らかにしたい。

「英国政府回答」と題された外交文書によれば、一九〇七年三月一四日、イギリス外相グレイは、「客月十一日附ヲ以テ清国ニ於ケル阿片ノ生産竝ニ外国阿片ノ清国輸入ノ問題ニ関シ万国聯合調査会参加ノ件竝ニ外国委員ト共ニ該問題ヲ調査スル委員ヲ撰定スル件ニ関シ御照会ノ趣拝承致候」とアメリカ政府から照会があったことを記し、「我政府ハ極東ニ於ケル阿片貿易ノ実況竝ニ阿片吸食慣習ノ結果ノ調査ニ対シテハ会議ヲ開催スル

ヨリハ調査委員ヲ挙グルヲ以テ一層適當ナルモノト思料スルモノニ有之候」と会議の開催方式には必ずしも賛同するものではないとしつつ、「他ノ列国ニシテ会議ノ上会議ヲ開ク事ヲ賛成サル、ニ於テハ我政府ハ敢テ彼等ノ意見ヲ枉ケント欲セサルモノニ有之」と回答している。

また、外務大臣林董は、一九〇七年三月二十七日、「東京外務省ヨリ米国大使ライト氏ニ与ヘタルノ書」において、ライトの三月八日付け文書を受領したことを記して、

客年合衆国政府カ阿片貿易ノ制限及禁遏ニ関シテ帝国政府竝ニ英国政府ノ意見ヲ確メラレ候度此等ノ政府ヨリ賛成ノ意味ヲ表セラレタルニ付貴国政府ハ更ニ仏蘭西、独逸竝ニ和蘭ノ諸国ニ通牒シテ阿片問題万国聯合調査会議ニ参加サル、ヤ又ハ他ノ方法ヲ以テ一層便宜ニシテ且實際的ノモノトスレバ此等諸政府ハ各委員ヲ撰定シテ以テ其ノ問題ノ調査ニ従事セシムベキ哉否ヤニ関シテ其意見ヲ確メラレ候趣拝承仕候

と経緯を確認して、

日本政府ハ前記ノ諸政府ニシテ果シテ賛成サル、ニ於テハ万国聯合調査会ヲ開催スルモ又ハ委員ヲ挙クルモ何レモ異議無之候

と回答している。

その他、三月二十七日にオランダ政府が、翌二十八日にはドイツ政府が参加を表明し、フランス政府は、七月三

日、「關係諸国カ等シク賛成シ清国政府協力ノ保障ヲ得尚ホ其調査事業ニシテ支那ニ於ケル阿片ノ生産竝ニ外国阿片ノ輸入ヲモ包含スルモノトセハ」という条件付きで同意しつつ、イギリス政府同様、

当共和政府ハ委員ヲ挙クルヲ以テ会議ヨリハ一層實際的ナリト思料スルモノニ有之候奈何トナレバ会議ハ調査委員カ阿片ノ生産、貿易、吸食竝ニ其弊害ニ関シテ詳細ノ調査ヲ遂ケサル前ニ於テハ正確ナル規則ヲ定ムルニ必要ナル総テノ要素ヲ實際ニ処理スルコトヲ得サル故ニ候

と、会議よりも調査を重視する姿勢を示した。

また、清国政府は「清国外務大臣ヨリ北京駐節米國大使ニ与ヘタル回答書」において、一九〇七年七月二三日、以下のように、

清国政府ハ極力阿片吸食ノ禁止ニ従事セシ事ニ決定シ居ルコトヲ御報告スルノ光榮ヲ有シ候乍併該調査委員ノ取ルベキ調査ノ方法ヲ明ニ了知セサリシ為疾ニ御提議ニ賛同スル事ヲ得サリシ次第ニ有之候然ルニ今回ノ御書ニ依テ貴国政府ノ御提議ノ趣旨モ明了致シ又閣下カ本月十九日当外務省ヲ訪問サレ候節調査ノ方法ニ関シテハ調査委員カ予メ協議決定シタル後各政府ハ各其属領内ニ於テ随意ニ調査ヲ為スベシト云フ意味ノ御説明有之其要領ヲ会得致シ候

と、会議の結果に必ずしも拘束されないことを確認して同意を表明している。

以上、外交文書の写しが編綴されていることにより総督府が会議開催に至る経緯を承知していたことが理解できるであろう。さらに同簿冊の史料によれば、翌一九〇八年二月一日に至り、内務省から「東洋ニ於ケル阿片貿易及吸食調査会ヲ明年一月一日ヨリ上海ニ於テ開催ノ件協定相成候処帝國政府ニ於テハ三名ノ委員ヲ任命派遣ノ見込ニ有之而シテ該三名ハ当省及外務省ヨリ各一名ノ外貴府ヨリ一名選任致度」と連絡を承け、さらに七月二日には「阿片会議ハ貴府ニ最モ重大ナル關係ヲ有スルモノナルニ付貴府ノ委員決定ノ上之ヲ参考シテ本省及外務省ノ委員選定ノ筈」と内務次官から急かされた総督府は、七月五日、総督府技師、民政部警察本署衛生課長高木友枝を任命して本国に通知している。

この間五月一二日、アメリカ公使オブリンは外務大臣林董に対して、

合衆国政府ハ各国政府委員カ該問題ニ関シテ予メ適當ナル調査ヲ遂ケ左記ノ事項ニ関シ其委員会ニ提出スベキ案件ヲ携エテ早速出張サレン事ヲ希望致シ候

第一、其本国ノ属僚地ニ於ケル阿片吸食ヲ制限スルノ手段ヲ講ズル事

第二、極東ニ於ケル其本国人中ニ阿片ノ貿易ニ従事スルモノアラハ斯種ノ商売ヲ抑圧スルノ最良手段ヲ考究スル事

第三、各国政府ノ代表カ上海ニ会合スル際ニハ咸一致協力シテ此等諸国ノ東洋属僚地内ニ於ケル阿片ノ栽培並ニ其貿易吸食ヲ漸禁スルノ方法ニシテ關係諸国ノ採用シ且ツ実施シ得ベキモノニ対シテ確實ナル考案ヲ提出研究ノ事ニ当ラル、様致度斯クシテ初メテ清國政府ハ其帝國領土内ヨリ阿片吸食ノ弊害ヲ一掃スルコトヲ得ベシト被存候

と、会議に提出する報告書の内容を指定し、会議の目的を明示してきた。このため、警察本署長大津麟平は、七月八日、専売局長宮尾舜治に対して「万国阿片会議参考用」として「一購入阿片ノ種類、数量及代価年別調（明治二十九年以降）二各等烟膏製造高年別調 三阿片原料即罌粟栽培ニ関スル概要 四阿片烟膏製造ニ従事スル技術員職工ノ員数（現況）五各等烟膏一日平均製造高」などの資料の作成を要求し、七月二四日に報告を承けている。

委員に選任された高木は、高木友枝先生追憶誌刊行会『高木先生追憶誌』（一九五七年）に知られるように、衛生行政や医学教育などに大きな足跡を残した医師であるが、後藤新平に宛てた書簡の下書きが簿冊に残されている。書簡には立案日が七月二六日とあるだけで、書面に日付はないものの、入閣して忙しい折柄と文面があり、七月一四日に第二次桂内閣が成立し、通信大臣として入閣した直後のことと思われる。また清書されたものでもないが、委員に任命された時点における会議への対策を窺う史料として興味深い。

内容は、上述の五月一二日付けアメリカ公使の文書に対応して、各項目ごとに記されている。第一項目については、癮者の網羅が難しく、新癮者が続出する現状を問題視しながら、大勢においては、「漸禁ノ状態ヲ具ヘ居リ候ニ付各国委員ノ提案カ如何ニ制限ヲ加ヘントスルモ我ニ於テハ已ニ漸禁ノ主義アリト」主張し、「老未開國」の清国に対しても指導的立場に立つことにより「義侠ヲ標榜セル我邦ノ威信ニモ相関シ且又南方ノ鑽鑰タル台湾新附ノ民ヲ統治セラルル御政策上ニ於テモ如何ノモノナルヤニ存セラレ候」と従来のアヘン行政に自信を示している。

また、第二項目については、

尚又提案第二項ノ決議如何ニ依テハ烟膏原料ニ間接制限ヲ加ヘラル、コト、相成其影響自然本島ニ及ヒヒ膏ノ製造高ニ漸減ヲ加ヘサレハナラサルコト、相成候ニ付提案第一項ニ関シテハ台湾ノ阿片ハ爾後十五年ヲ期シ断禁スルノ制限ヲ定メ政府ハ烟膏専売ヨリ収入スル財政ヲ塩梅シ収入漸減ノ方針ヲ立テ島民ニ対シテハ断禁ノ時限ヲ明示シテ其用意ヲナサシムルカ如キ考案ヲ相立テ會議ニ臨ミ候テハ如何ト思考

と、アメリカ公使の提案を貿易制限と理解して原料確保に影響をもたらず可能性に言及し、具体的に一五年の期限を提示して根絶を宣言することについて「本島阿片制度ニ関シテハ閣下ノ御施策ニ基キ今日迄遂行シ来リ次第ニ付」として後藤の意見を求めている。この期限限定については、「尚又」の間に、「従テ各国ヨリ例ヘハ十年ヲ期シテ阿片ヲ禁止スル等ノ発案アリタル場合」という挿入文があり、會議において期限を限定されることを警戒して、予め「十五年」という数字を示し、それ以上の短縮を拒否することを方針として考えていたのではないかと推察できる。この期限の問題についてはまた後述したい。

ちなみに、『台湾日日新報』の六月九日の記事「阿片會議と台湾」は高木技師談として「万国阿片會議は要するに人道主義を根柢とす若し此會議にして成立して阿片の吸食を禁止するとせば英国独り大打撃を蒙ること、なるべく」とアヘン禁止はイギリスのインド支配に打撃となるだけで、「而して台湾には既に確立せる阿片政策あり故に万国阿片會議とは余り密接の關係もなき様なり現に吸食の癮者年々減少し時々新癮者を網羅するも尚且つ大減をなしつ、ありて将来絶滅すべきこと疑なし」と會議が台湾のアヘン行政に影響することはないと断言し、「要するに万国平和會議の如き意味合にて平和會議の有る間は各国平和を希望する如き形勢を成す

と同じく万国阿片会議に依りて各国阿片禁止の希望を固むる位のものならん云々（高木技師談）」とその会議の効果、禁止の実行性についても冷めた見方をしている。

その後、委員に任命された後の八月八日の「阿片会議と台湾」という記事においても、高木が委員に任命されたことを明らかにして、

高木技師の語る所に依れば本島の阿片政策は世人の知れる如く兎も角非常なる好成绩にて内外共に賞賛措かざる所にして差当り本島の側より何等の要求も無くまた要求したりとて無益なるとなれば本島の立場としては台湾にては阿片は斯々の政策を取り斯々の成績を挙げつゝ、ありとの報告を為す位にて云はゞ立会人の位置に過ぎざるべし深く立入れば同盟国とも反対の意見を聞はずの必要も起るべく種々なる方面に問題もあるべけれど其必要を認めずと云へり

と取材に応じたことが報じられており、台湾のアヘン問題が会議による影響を受けることはないこと、また台湾側から積極的に禁煙について働きかける意向もないことなど同盟国（イギリス）への配慮を示し、「立会人」を強調している。

本国政府にアヘンは台湾の問題とされた総督府は、一九〇八年七月二四日、警察本署長大津麟平が総督官房秘書課長三村三平に「本問題ニハ直接ニ大ニ関係ヲ有スル次第」として内務省・外務省選出の委員を至急、台湾に出張させることを稟申し、民政長官大島久満次も八月一日、内務省に照会した。⁽¹⁴⁾しかし、内務次官は、八月六日、「先以テ貴府選任ノ委員ヲ上京セシメラレ度」と回答し、高木の上京が決まった。⁽¹⁵⁾

上述の「各国阿片会議ニ関スル調査書及委員選定并報告書等ノ件」と題され総督府の簿冊によれば、委員に任命された後の高木について、九月一八日、総督府の衛生課服部鈔夫に電文を送り、「阿片状況英訳出版ハ帰府迫待テ」と東京から指示していること、内務省衛生局長窪田から一〇月一三日に「帝國政府ノ意見ニ関スル件ハ貴案ヲ採用シ之ヲ閣議ニ提出シテ御決定ヲ乞フ運」という電文を受け、さらに一〇月二日には「阿片ノ意見書ニハ民政長官異議ナシ」という連絡を受けており、高木案が会議に提出する政府案となったことが知られる。

その後、一月二七日付けで衛生課課長代理岡田義行に送付した高木の書簡によれば、「台湾総督府より参考書として提出の都合なりしが議一変して純然たる公文書となし外務内務両大臣の許可を得て委員より提出することになりたる結果外務省の目を通す必要を生じたる訳にて表題は、阿片ニ関スル取調書 内地ノ部 台湾ノ部となすことに相定まり申候」とある。以上の経緯より、高木の委員としての準備は、会議への報告書の作成であったことが理解できるが、同書簡は、さらに「二十日朝到着直ちに委員会に取掛り……二十八日は外務内務両次官通商局長衛生課長台湾課長及び委員三名の会合を催す筈」「阿片会議は二月一日に延期相成りたる事は……小生は大に助かり申候」と多忙振りを伝えている。

準備に奔走していた高木は、他二名の委員である大使館参事官宮岡恒次郎・内務技師薬学博士田原良純と共に、一月三〇日付けで「就テハ予メ訓令ヲ請フベキ事項左記之通り意見ヲ具シ相伺ヒ申候何分ノ御指令有之度此段及稟申候也」として外務大臣小村寿太郎・内務大臣平田東助に対して二三項目にわたる稟議をしている。

第一には、

一、本邦駐劄米國大使ヨリ一千九百七年十一月十五日附一千九百八年五月十二日附同年七月十四日附及十一月九日附ヲ以テ外務大臣ニ致シタル公文ニ依レバ國際調査會ニ對シ各國委員ハ其本國ニオケル阿片ノ製造輸入消費及阿片ノ吸食使用ニ對スル制度規則等ニ就キ報告ヲ為スベキ順序ナルガ如シ就テハ日本内地ニ於ケル阿片禁止制度及台灣ニ於ケル阿片漸禁制度ノ實況ニ関シ別冊ノ通り報告シ然ルベキヤ

と、開催にいたる経緯に触れ、内地と台灣についてそれぞれ提出することを明記している。

第二には、調査会の「公開説ニ同意スルモ差支ヘナキヤ」とあり、第三、第四、第五には、

三、台灣ニ於ケル阿片吸食特許制度施行ノ結果トシテ吸食者ノ消滅スベキ時期如何トノ質問起リタル場合ニ於テハ現行制度ヲ其俣継続スルモノトスレバ約參拾年ニシテ消滅スル見込ナリト答ヘ然ルベキヤ

四、台灣ニ於テモ向後若干年ヲ期シ絶対ニ阿片ノ吸食ヲ禁止スベシトノ議起リタル場合ニ我ハ現行制度ニ依ル漸禁主義ヲ主張スルモノナルガ故ニ二十年以下ノ短期限ヲ定メテ全禁スルコトニハ不同意ナル旨ヲ声明スルモ差支ヘナキヤ

五、各國共ニ吸食特許者ヲ定メ進ンテハ其量ヲ遞減シ各箇人ニ對シ若干ノ年限ヲ期シテ阿片ノ吸食ヲ禁止スベシトノ議起リタル場合ニ於テ若シ約二十年ヲ期シテ全禁スルノ計画ナラバ賛同スルモ差支ヘナキヤ

と、根絶までの期限を質問された場合は「約參拾年」を主張し、「若干年ヲ期シ絶対ニ阿片ノ吸食ヲ禁止スベシトノ議起リタル場合」には「二十年以下ノ短期限ヲ定メテ全禁スルコトニハ不同意」とするのか、あるいは

各国が協調して「約二十年ヲ期シテ全禁スルノ計画ナラバ賛同スルモ差支ヘナキヤ」と稟議している。前述の高木から後藤新平への書簡では、「台湾ノ阿片ハ爾後十五年ヲ期シ断禁」とされていたが、ここでは期限が延長されていることに留意しておきたい。

続いて第六、第七は密食者の取り締まり、あるいは治療の問題が取りあげられていて、「其ノ少数トナリタル場合ハ強制的ニ治療ヲ加フル見込ナリト答ヘ差支ヘナキヤ」、「強制的ニ治療スベキ治療所ヲ国費ヲ以テ設立スヘシトノ議起リタル場合ニ於テハ第六項ト同ジク吸食者少数トナリタル場合ニ之ヲ実行スルノ計画ナレバ異議ナキ旨ヲ答ヘ差支ヘナキヤ」と稟議されている。ちなみに、台湾における癮者の治療において、台湾総督府は公医などに指示をしてはいるものの、殆どその成果を挙げていなかった。⁽¹⁶⁾稟議書にはさらに以下のように列挙されている。

十、漸禁制度ニハ専売制度ノ随伴ヲ必要トスルヤ否ノ問題起リタル場合ニ於テハ随伴セシムルヲ可トストノ意見ヲ採リ然ルヘキヤ

十一、清国ニ輸入スル阿片量ヲ制限スベシトノ議起リタルトキハ同意スルモ差支ヘナキヤ

十二、安東県新市街ニ於ケル茶館（事実上ノ煙館）ニ対シ質問起リタルトキハ日本官憲ハ之ヲ嚴禁シタリト答ヘ差支ヘナキヤ

十三、右ニ列挙シタルモノノ外両大臣ノ訓令ヲ仰クヘキ事項生シタルトキハ上海駐在総領事ニ依頼シテ外務大臣宛發電セシメ然ルヘキヤ

「十」については、台湾において漸禁主義を掲げながら、専売収入を確保していることについて批判された場合を想定して警戒していたことが窺われる。また「十一」についていえば、日本はアヘン輸出国ではないとの立場なので当然のように思われるが、台湾籍民を利用して対岸の福建省における密売などに関与していなかった訳ではない⁽¹⁷⁾。また、「十二」は、日本商人によるアヘン密売、モルヒネ密輸という問題がすでに表面化していることを意味していたといえよう。

この委員からの稟議書については、台湾総督府民政長官も二月二日、「上海ニ開催セラルル各国阿片会議ニ関スル件」を決議し、「阿片會議ニ関スル請訓事項は委員提出ノ通ニテ異議ナシ」と内務次官に通知している⁽¹⁸⁾。

ちなみに、この稟議書の原案が残されており、両文書を比較した場合、大きな相違点は、「四」において、原案では「一定ノ期限ヲ予メ設ケテ全禁ヲ計ル」ハ不同意」と年限が明記されていなかったが、「二十年以下ノ短期」と訂正し期限が明記されている。また、原案には「六、各国均等ノ遞減ニ依リ……阿片烟膏製造量ヲ低減スベシトノ議起リタルトキハ如何ニスベキヤ賛成スルモ差支ヘナシ」という項目があったが、全文削除されている。また、成案八の国費による治療については、原案にはなかった「吸食者少数トナリタル場合ニハ差支ナシ」と条件を示す文章が追加されている。

また、成案十の漸禁制度には専売制の随伴が必要かという点については、原案では「若シ然リト答フレバ一八四二年英清（南京条約）条約第五条及一八五八年仏清条約（天津条約）第十四条ノ規定ヲ変更スル必要アリト謂ハザルベカラス如何ニスベキヤ」とあった部分が全文削除されて「専売制度ノ随伴ヲ可トス」と修正されており、会議が清国とイギリス・フランスとの条約改正という外交問題に波及することを避けたものと思われる。

る。また、原案には、十二として清国が今から九ヶ年後を期して阿片禁止の政策を採るという点について意見を問われた場合という設問があり、

我ハ実行上不可能ナリト信ズル旨ヲ述ヘ差支ヘナキヤ況ンヤ専売制度ヲ施行シ得サル場合ニ於テハ到底不可能事ナリトノ意見ヲ発表シテ差支ヘナキヤ

と、請訓されていたが、この項目も全文削除されている。

さらに、十三として清国への輸入阿片量の制限問題について触れて、

此問題中ニハ左ノ問題ヲ包含ス

(イ) 清国ノ救済策トシテ現ニ印度政府ノ執レルト同一ノ輸出制限(即チ清国カ内地ニ於ケル阿片生産額ヲ年々通減スルコトヲ条件トシテ其低減率ト同一ノ割合ヲ以テ印度ヨリ一般ニ輸出スル阿片ノ総額ヲ制限スルコト)ヲ各阿片生産国力任意施行スルニ於テハ之ヲ以テ満足スベキヤ

など、具体的に輸入制限が問題となつた場合について請訓しているが、このような(イ)などの具体的な想定は削除され、ただ単に「同意スルモ差支ヘナシ」と修正されている。

また、十四には清国におけるモルヒネ塩類の輸入禁止問題が取りあげられ、実効を奏するために、近隣諸国におけるモルヒネ塩類の輸入・製造・販売を官営にするという説が出た場合の対応について問うているが、全文

削除されている。さらに、十五の安東県市街の煙館問題については、「嚴禁シタリト答フヘシ」と指示されており、この問題が会議で取りあげられることについて予期していたことが理解できる。

最後に十六その他として、「清国ニ於ケル罌粟ノ栽培制限ニ対スル取締方法」「清国ニ於ケル阿片烟膏ノ製造販売ヲ取締ルノ方法」など具体的な問題については、いづれも削除され、「訓令ヲ仰クベキ事項生シタルトキハ上海駐在総領事ニ依嘱シテ外務大臣宛發電セシメ然ルベキヤ」という文章だけが生かされている。⁽¹⁹⁾

以上、稟議書は漸禁主義を掲げている台湾に関して取りあげられるであろう問題点を列記し、日本側の回答を予め確認している。この稟議書により請訓を承けた外務大臣小村寿太郎は、一月一日、平田に対して「右ハ伺出之通り御措弁相成差支無之……此段及指令候也」と通知しているが、これに対して、二月八日、平田は、

請訓事項第四及第五ニ関シテハ一般又ハ各個ノ吸食者ニ対シ予メ一定ノ年限ヲ期シ吸食ヲ全禁セントスルトキハ場合ニ依リ事情ニ通セサル結果ヲ生シ却テ弊害ヲ醸生スルノ虞アルヲ以テ委員ヲシテ其不可ナル所
以ヲ説明セシメ而モ議事ノ状況ニ依リ止ムヲ得サル必要アル場合ニ於テハ伺出ノ通り措置シ差支ナキ趣旨
ニ有之

という見解を示し、根絶までの期限を限定されることを懸念している。この結果、一九〇九年一月九日、内務大臣平田東助の意見に基づいて両大臣名により、

右ハ伺出ノ通り御措弁相成差支無之尤モ該事項中第四及第五ニ関シテハ一定ノ年限ヲ期シ吸食ヲ全禁セン
トスル時ハ場合ニ依リ事情ニ通セサル結果ヲ生シ却テ弊害ヲ醸生スルノ虞アルヲ以テ一応其不可ナル所以
ヲ説明相成様致度万一議事ノ状況ニ依リ不得止必要アル場合ニ於テハ伺出ノ通り御措弁可然此段及指令候
也

と委員に指令された。⁽²⁰⁾

以上の検討から、日本側が「漸禁」期間の限定を警戒して比較的長期にわたる継続を狙っていたこと、清国へのアヘン輸入、あるいは国内の生産をめぐる禁煙政策については積極的な役割を果たす意図はみられないことなどが理解できるであろう。

このような、日本側の会議への対策の基本にあるものは、台湾におけるアヘン行政の実情報告である。高木によれば、台湾総督府から本国政府への説明として用意した文書が会議の報告書となったようであるが、以下、その内容についてみてみたい。

「阿片取締ニ関スル調書 第二、台湾ノ部」と題された報告書の邦文稿本は、目次も「第一章 台湾阿片漸禁制度ノ起源」から「第十三章 阿片行政事務ノ管掌及法令」にわたる大変浩瀚なものであるため、ここでは、委員の請訓に対して内務大臣の見解が示された、根絶までの期限に係わる「第八章 阿片癮者ノ治療法ノ研究」について紹介しておきたい。報告書は総督府が治療のための組織を設けて従事してきたことを強調してはいるものの、「治療ヲ受クル者ノ中休烟ノ痛苦ニ堪ヘスシテ治療中止ヲ為スモノ多ク又自己ノ意思薄弱ニシテ……治療後再び吸食ノ弊ニ染ムモノ尠カラズ」と、成果の乏しさを癮者の側に負わせている。また今後については、

従来阿片癮者ノ治療法トシテハ大約阿片若ハ莫兒比涅劑ノ通減法ニ依ルモノ多カリシト雖氏右ハ未タ適當ナル治療劑ト為ス能ハス、然ルニ近時塩酸ヘロインヲ主材トシタル合劑治療法ノ研究ニ着手シ目下専ラ調査中ニシテ其効果ニ就テハ比較的有望ナルモノアルカ如シ⁽²¹⁾

と、新たな治療法の開発に期待をかけているものの、まだその実績は不明であり、このような実情も根絶までの期限設定に警戒的であった一因ではないかと思われる。

三 会議と台湾のアヘン政策

前項で明らかにしたように、上海における会議に向けた日本政府側の準備は、文字通り台湾総督府に委ねられており、日本のアヘン政策とは漸禁主義を掲げた台湾の専売制度のことであったといえよう。ここでは会議の内容、各国委員の発言、決議などについて、高木の報告を中心に以下に紹介し、会議が台湾のアヘン政策に与えた影響について検討したい。

台湾総督府の委員高木友枝は、上述の「各国阿片会議ニ関スル調査書及委員選定并報告書等ノ件」によれば、一九〇九年一月三十一日付けの「阿片会議報告書」を総督佐久間左馬太に送り、二十七日に上海に到着したこと、二月一日に開会の予定であり、端芳が挨拶し、アメリカ委員のブレントが議長に選出される筈であることなどを報告している。

南洋大臣端芳の挨拶の内容については、二月九日付け「国際阿片調査会二関スル第二回報告」の中で「清国ニ於テ阿片ヲ禁スルニハ政府ニ於テ之ヲ監督セサル可ラス之ヲ監督スルニハ専売法ヲ施行セサル可ラス依テ阿片ヲ政府ノ専売トナシ得ル様尽力アラン」ヲ希望スルト云フニアリキ」と、高木はその主旨を要約しているが、『台湾日日新報』の「上海阿片会議（中）」（一九〇九年二月一四日）はその全文を報じている。記事によれば、端芳は山西・雲南・福建・安徽・黒竜江省などにおいて「本年度を限り全く罌粟栽培を廃止し得べき見込立てり」と成果を強調し、禁煙の実施には、

現行の通商条約に撞着し阿片貿易に従事せる商人の権利を毀損するを以て容易に専売権を獲得し得べからず偏に英国其他の高義に訴へんとす本会は其の性質上這種の問題を解決するに適せざるは深く遺憾とする所なれども成るべく深くこの問題に立ち入り一致合同以て清国の救済に参加せられんことを切望するものなり

と、会議の性格と限界を理解しつつ、通商条約の改正と専売制に言及していることが知られる。

また、「上海阿片会議（下）」（二月一七日）によれば、議長に選出されたブレントも、

茲に注意すべきは本会議の性質は是れなり本会議は委員会に過ぎずして列国会議にあらず何となれば吾人は阿片問題に付きて充分の智識なく又会議として速に効果を収めしむる点に於ても亦吾人の態度一致し居らざればなり次に注意すべきは本会議は一時的委員会にして常設的ならざること是れなり……

と、会議の性格について挨拶している。

ちなみに、三名の委員から外務大臣に送られた二月五日付けの文書には、「会議ハ秘密トナシ從テ之ニ提出スヘキ文書モ秘密ト為シ居ルコトニ議決スヘキ模様ニ付」⁽²²⁾と、委員の稟議書において第一項目に挙げられていた問題が報告されており、日本側の関心を窺うことができる。

この他、高木の第二回報告には、二月五日に「本邦委員ノ報告書ヲ呈出シ且宮岡委員ヨリ報告書編纂ノ方針ヲ演述セリ」とあるが、それに対する各国委員の反応などは触れられていない。ただ「附記」には、二月二日、端芳を訪問した際、「台湾ニ関シ詳細ナル報告ヲ得タキ旨依頼アリタル」とあり、日本の報告書提出は清国からも期待されていたことが分かる。

また、同「附記」には、二月五日に外務大臣に宛てた「秘中ノ秘」と記された電文があり、

米國ハ國際調査會二次クニコンフェレンスヲ以テシ各國トモ阿片輸出ヲ禁制スルノ條約ヲ締結センコトヲ目的トスルモノ、如シ英國ノ委員ハ五名ニシテ中三名ハ阿片禁止論者ナルモ二名ハ阿片出產地ノ利益ヲ代表スルモノニシテ互ニ調和ヲ欠クモノ、如シ故ニ議事規則ノ討議ニ方リ委員各自ニ議決權ヲ持タンコトヲ主張セシモ多數ニ依リ一國一箇ノ議決權ト決定セリ清國ハ阿片ヲ取締ルニハ專売ヲ必要トナシ從テ各國トノ條約中專売ヲ許サ、ル條項ノ改正ヲ目的トスルモノ、如シ

と、アメリカの条約締結による禁止の目的、イギリスの複雑な内情、及び清国の専売制実施のための条約改正

の意向が触れられている。

また、二月八日の電文による報告では、日本に対し韓国・関東州における阿片とモルヒネの輸入量や消費量などについて資料の提出を求められたこと、また、イギリス下院議員リードロー氏から「韓人ヲ弱クスル為メニ阿片ヲ勸メツ、アリトノ噂アリ当否ハ知ラズ」という発言があったことが記されている。ことに満州については、

清国ヨリ提出シタル報告ニハ日本人カ盛ンニ満洲ヘ向ケモルヒネノ密輸入ヲナス旨ヲ記載シアリ之ハ清国ヘモルヒネ輸入ヲ禁スルノ同意ヲ清国ヨリ日本政府ニ求メタル片日本ガ同意ヲシブリ米國等ノ勸告ヲ受ケタルコアル返報ナラント云フ

とあり、日本の阿片・モルヒネ問題は台湾の問題という認識が国際的には通用しないことを報告している。

高木は、二月一〇日付け「国際阿片調査会第三回報告」で、イギリス委員から本会議において韓国・関東州における取り締まり、台湾総督府の過去一〇年間に得たアヘン税収、次年度は増収ということの真偽、また、吸食者への「供給スル阿片ノ分量ニ如何ナル制限アリヤ」などの質問がされたことを記し、さらに一四日付けの「国際阿片調査会第四回報告」では、

一米國ノ意嚮ハ吸食用阿片ノ輸出入ハ政府ノ手ニ依リテナスモノノ外之ヲ禁シ医薬用阿片モルヒネニハ相當ノ方法ヲ以テ其輸出入ヲ制限シ清國ニ対シテハ阿片收入ヲ拏ケテ阿片防遏ノ費用ニ充ルコトヲ条件トシ

テ政府ノ阿片専売ニ同意ヲ与へ且各国ヨリ常置委員ヲ置キ各国ニ於ケル阿片モルヒニ関スル取締ヲ監視セシメントスルニ在ルモノノ如シ

と、アメリカの意向について改めて伝えている。

以上、会議で問題にされた韓国・満州については、高木から台湾総督への報告の他に、三名の委員から本国政府に送られた報告書も残されており、二月一六日付けで外務・内務両大臣に送付された「国際阿片調査会ニ関スル第二回報告」に「一、二月八日本会議ニ於テ本員等ニ対シ質問ヲ提出シタル英国下院議員レイドロウハ韓国及日本ヲ経テ当地ニ来リタルモノニシテ……本邦ニ対シ悪感ヲ懷キ居ル模様ハ毫毛之レナシ」という人物から、「本月六日本員等レイドロウ氏ト会見ノ折氏ノ談話」として、日本の韓国支配について「日本人カ韓人ノ阿片吸喰ニ対シ充分ノ取締ヲナサス却テ之ヲ放任シ韓人ヲシテ衰弱ニ陥ラシムルノ傾向アリトノ世評アルカ如キハ特ニ余ノ遺憾トスル所ナリト語りタリ」と、高木と同じ内容ではあるが、より詳細に報告されている。

また、「一、米国委員ハ吸喰用阿片ノ輸出ハ政府ノ購入スルモノ、外之ヲ禁シ薬用阿片并ニモルヒニ輸出ニ対シテハ相当ノ制限ヲ設クル為メ国際協約ヲ締結スルノ必要アリトノ意見ヲ抱持スルモノ、如シ……同国委員下クトル、ハミルトン、ライトノ内談ニ在神戸米國領事ノ報告ニ依レハ日本商人ハ神戸ニ於ケルモルヒニ封紙ヲ取換ヘ之ヲ清國滿洲又ハ韓国ニ輸出シ居ル由ナリト云ヘリ」とあり、事前にアメリカが日本商人による密輸の事実を具体的に調査していたことが記されている。

さらに、清国の報告書は「盛ンニ日本商人ヲ攻撃シ居リ且本月八日清國委員之ヲ朗読スルニ方リ各国委員ニ

訴フルノ態度」を取り、牛莊税関にはモルヒネ輸入の届けがないにもかかわらず、「日本人ハ或ハ公然モルヒ
ふヲ標榜シテ或ハ……美名ヲ付シ盛ンニ販売シ居レリ」「事実ニ於テモルヒふノ使用ハ増加シツ、アリ而シテ
其責任ノ一部ハ禁烟運動ノ結果ナリ」「苦力輩ニ至リテハ一弗ノモルヒふハ三弗ノ阿片ト同効ヲ有スルガ故ニ
経済上ヨリ之ヲ使用」している実態を明らかにしている。清国報告書には、「日本ハモルヒふ供給ノ根源地ニ
シテ満洲ノモルヒふ販売ハ日本人ノ責任ナリ……安東県阿片委員ノ報告ニ依レハ韓国ニ界スル部分ニ於テ特ニ
盛ンニ行ハルルト云フ」と指弾されており、日本の委員は、

要之今回ノ調査会ニ於テハ委員ノ多数ハ多少猜疑ノ眼ヲ以テ日本ヲ觀察シ居ルモノ、如シ而シテ其原因ト
見做スベキモノハ

(一) 日本カ清国ノ申出タルモルヒふ輸入禁止ニ同意ヲ与フルコトヲ遷延シタルハ之レ清国内ニモル
ヒふヲ盛ンニ輸入セル日本商人ヲ保護スルノ底意ニアラザリシカトノ疑惑アルコト

(二) 日本人カ清国特ニ満洲ニ盛ンニモルヒふ及皮下注射器ヲ輸入シ居レリトハ事実争フ可カラサ
ルコト

(三) 台湾ニ於ケル阿片行政ハ吸喰特許者ノ減シタル割合ニ阿片ノ消費量ヲ減シ居ラス故ニ総督府
ハ内心ニ於テ阿片収入ノ増加ヲ歓迎シ居ルニハアラサルカトノ邪推アルコト

と指摘している。

このような日本への厳しい視線に対して、委員は、

右等ノ猜疑ハ各国委員ノ質問ニ対シ本員等カラ満足ナル答弁ヲ与フルニ随テ多少氷解スヘシト雖モ議事ノ進行上果シテ阿片問題及モルヒズノ國際貿易ニ関シ各国間ニ何分ノ協定ヲ締結スルノ目的ニテ本会ノ意思ヲ表明スル為メ決議案ノ提出アルニ至レハ其討議ニ於ケル本員等態度如何ニ依リ帝國政府ノ方針ニ対スル各国委員ノ觀察モ自ラ一定スヘキ筈ト思考セラル

と、アヘン・モルヒネに関する条約の審議があるとなれば、態度が問われる可能性について報告している。⁽²³⁾アヘン問題は、台湾に限定されていない実情が会議において露見したといえよう。

その後、高木の二月一八日付け「國際阿片調査会第五回報告」によれば、インドのアヘン税収を抱えるイギリスの動向は「小官等カ当初ヨリ最注意ヲ払ヒタル事項ナリシカ」、この点について「英國政府ハ同国ニ於ケル輿論ノ趨勢ニ鑑ミ多額ノ歳入ヲ犠牲ニ供シテモ阿片禁制ニ一臂ノ力ヲ供スノ決心ヲ有スルモノノ如シ」という。このような判断は議長ブレントも同様で、「又議長ブレントノ談話ニ英國ノ輿論ハ頗ル強硬ナリ然ルニ我々ハ各国ニ於テ採用シ得ベキ程度ニ於テ調査会ノ議事ヲ進行セシメサル可ラス……若シモ英國委員ニシテ此穩和ナル協議ニスラ反対スル様ノコトモアラシニハ必スヤ本国輿論ノ劇烈ナル攻勢ヲ受クベクカ故ニ同国委員ハ道理アル提議ニ反対スルコトナカルベシ」と発言しているという。

このイギリスの外交姿勢が会議の行方に大きな影響を与える問題が一八日に提案される。すなわち、「本日清国委員ヨリ一ノ特別委員会ヲ設ケタキ建議アリ其委員会ハ五名ノ委員ヨリ成リ医学上ノ見地ヨリ阿片問題ヲ報告シ并ニ阿片モルヒズ及其誘導体ヲ使用スルコトナシニ阿片癮ヲ治療シ得ベキ最良法ヲ報告スルコトナサント

ノコトナリ」という。

一九日付けの「国際阿片調査会第五回報告追加」によれば、

本日第九回本会議ニ於テ清国ノ提出ニ係ル特別委員（阿片問題ヲ医学上ノ見地ヨリ審査シ且阿片モノヒモ類ヲ含マサル最良ノ治療薬ヲ審査セシムル為メ）設置ノ可否ヲ討議

したが、イギリス委員は「資格アルモノ少数ナルカ故ニ（實際米清日三人ノ医師アルノミナリ）」という理由により「委員ハ各其本国政府ニ勸告シテ適當ナル措置ヲ取ラシムルコトナサントノ修正案ヲ提出」したため、七対六でこの修正案は可決されたという。この結果について、「初メテ阿片会議ヲ開キタルニ其審案中ニハ医学的事項一モナシト云フハ極メテ不面目ナリトハ独逸委員ノ憤慨談ナリシ」といい、高木も、不成立により仕事は軽減したが「一方ニ於テハ我台湾ノ同僚ガ十一年ヲ費シテ得タル成績ヲ世界ニ紹介スルノ機会ヲ失シタルハ遺憾ニ堪ヘズ」と感慨を記している。

いよいよ、三月五日付けで高木は、「国際阿片調査会第六回（最終）報告」を送る。二月一日に開会し二六日に閉会した会議は「此間本会議ヲ開クコト前後十四回」にして「二月二十二日第十回本会議ニ於テ米国委員提出ニ係ル決議案ノ討議ヲ始ム」とあるように、アメリカは第一条の「各国政府ハ直ニ又ハ近キ将来ニ医薬外ニ阿片其他ヲ使用」の禁止などから始まり、第七条「阿片問題ノ解決上国際会議ノ開催ヲ勸告スル」ことまで提案した。しかし、「米案ノ第一条ニ対シ英国委員ハ最先ニ印度ニ於ケル困難ナル事情ヲ述ヘテ反対」したため、「両国ノ協議に委ねられた。また、アメリカの「国際調査委員会」意見ニ依レハ医薬以外ノ阿片其他ノ産出

ヲ有効ニ禁シタル国民ハ医薬以外ノ阿片其他ヲ其領域内ニ輸入スルコトヲ禁止スル「自由タルヘシ」という討議についても、イギリスは「是レ国際条約ノ廢棄ヲ議決スルモノナリトテ大ニ反対ヲ唱ヘタリ」という。この点について日本は、「調査会ハ清英間ノ外交問題ニ進ミツ、アルカ如シ」という認識を示し、「先決問題トシテ此決議案ハ關係各国政府カ本会ニ調査ヲ附託シタル範圍ニ属スルヤ否ヤニ就キ裁決アラン」ヲ希望スト云ヒタルニ外国委員此ニ賛成シ裁決ノ結果米英独ヲ除キ他ノ十ヶ国ハ本会ニ於テ討議スヘキ問題ニアラスト云フニ賛成ヲ表シタリ」という結果になった。

また、二五日の第一三回会議において清国も決議案を提出し、第一条には「清国ニ於ケル罌粟栽培ノ減少ニ伴フテ同国ニ対スル阿片輸入ヲ減少」が謳われており、第二条には租界・居留地の煙館閉鎖などが規定されていた。

この二国に対しイギリスは、「不幸ニシテ清国委員ハ阿片生産ノ減額ヲ確實ナル統計ヲ以テ示ス能ハス然ルニ或意味ニ於テ禁止問題ノ骨子トモ云フヘキ此事項ヲ忽諸ニ付スルトキハ将来多大ナル困難ヲ来スヘキカ故ニ關係諸政府ハ清国政府ニ交渉シテ阿片ノ生産統計ヲ明確ニセンコトヲ勧告スルコト」と、国外からの輸入の禁止よりも、清国内のアヘン生産の減少自体についての疑問を呈し、実績を求めた。しかし、日本は「多少内政ニ關係ヲ及ホスノ嫌アルカ故ニ賛同ヲ表シ難シ」とし、また「清国委員ハ将来ハ材料ノ精確ヲ期スヘシト述ヘケレハ英国委員モ此条ヲ撤回セリ」となった。

このように三国の提案と、米英の協議の結果、二月二六日、最終的な議定が成立した。全九条の議定書は、第一条に「国際阿片調査会ハ清帝国ノ全版図ニ涉リ阿片ノ産出及消費ヲ根絶セントスル清国政府ノ確固不拔ナル熱誠ヲ諒トシ……此大事業ハ各地不同ニモセヨ實際成績ノ見ルヘキモノアルニ至リタルコトヲ議決ス」と清

国における成果を確認し、第二条において「……列国委員ハ各其本国政府ニ対シ各其国内ノ事情ニ鑑ミ本国及領土内ニ於ケル阿片吸煙ヲ漸禁スルノ方法ヲ取ルコトヲ進言スヘキコトヲ決議ス」と今後の方向を示している。その他、第三条は医療以外の禁止について規定し「自国ノ法規ヲ再審セシコトヲ希望」とあり、第四条は清国への輸出の取り締まり規則の再調査、第五条はモルヒネ取り締まりなどが規定された。高木は報告書の欄外に、第一条から第三条が「英案」、第四条が「米案」、第五条が「英案米案合併シタルモノナリ」などと記入しているが、条文には「進言」、「勧告」が繰り返されているのが特徴である。

高木は、最終報告書において「台湾ニ於テ将来阿片行政上実行スヘキ簡条」として、「吸食特許者一人一日ノ吸食量ヲ定ム」「烟膏ノ製造高ハ年々多少共減額スヘキ」「モルヒネ其他類似ノ薬品ヲ官ノ専売トナス」「阿片ノ性質作用并ニ癮者治療法ヲ研究」の各点を指摘し、「右ハ今回会議ノ結果トシテ提言スル次第ニハ無之候得共予テノ考ヲ各国ノ報告ニ照シテ審査シタル結果最必要ナル事項ト存候ニ付御実行相成候様致度申立仕候也」と佐久間に上申している。

また、高木から衛生課長代理岡田義行への書簡によれば、「第一条 無関係」「第二条 台湾ニテ実行ノ通り」「第三条 自国法規ノ再審ト云フ点ニ付各国ニ例ノアル訳ニハ非サレトモ一人一日ノ吸食量ヲ一定シ以テ模範ヲ示シタキ考ナリ」「第四条 輸出港ノ取締ハ中央政府ノ定メ方ニ從テ税関ニテ取締ルコト、ナルヘキカ故ニ我々ハ関係セザルモ可ナラン但シ清国ノ禁烟ニシテ厳行セラル、コト、ナレバ台湾烟膏ヲ同国ニ密輸入スルコトモ起ルベシ現ニ菲律賓ニハ台湾烟膏ノ密輸入アリト云フ」「第五条 モルヒネ等ハ中央政府ト打合ノ上台湾ニテハ政府ノ専売ト為シタシ」「第六条 禁烟剤（阿片、モルヒネヲ含マザル）ノ研究ヲ為サセタシ」「第七条 台湾ニテハ烟館ヲ閉鎖スルノ要ナシ」「第八条及第九条ハ台湾ニ関係ナシ」と各条ごとに台湾との関係にお

いて評論し、吸食量の低減、清国への密輸、モルヒネ専売、癮者の治療などを課題としている。調査会に参加し、アヘン・モルヒネ問題についての国際的な潮流、禁止の趨勢を實際に感じたであろう高木の考えを窺うことができる。

尚、高木は、会議を通じて「見聞シ又ハ自身遭遇シタル事件ニ憶測ヲ加ヘ雜記トシテ報告」しているが、清国が会議において専売制の提言をしなかった点について、

之ハ英国ノ運動効ヲ奏シタル結果ナラント思考スルノ理由アリ北京ノ内部（外務部カ）度支部特ニ親王ニハ専売ニ反対ナリトノ噂アリ惟フニ米國ノ意嚮ハ清國ニ専売ヲ許シ列國ヨリ吏員ヲ派シテ之ヲ監督スト云フニ在リキ此事ヲ漏レ聞キタル英国ハ多分タイムス通信員モリソン博士ヲシテ専売ヲナセハ列國ノ干渉ヲ受ルカ故ニ其不可ナルヲ説カシメ首尾能成功シタルニハアラズヤト考ラル

と、会議中におけるイギリスの裏工作について特に記し、「英ハ米ヲシテ先ツ決議案ヲ内覽ニ供セシメ己ハ然ル後決議案ヲ提出シタルナドスゴキ腕ナリ」、「英ガ最初質問ヲ続々提出シテ人ヲ忙殺シタルハ恰モ破裂彈ヲ投シテ人ヲ煙霧ノ中ニ彷徨セシメタルカ如シ然ル後技術的調査ヲナス「ニ極力反対シテ之ニ換ユルニ否決同様ノ修正案ヲ以テシ（永クナレハ如何ナル邪魔ノ起ルヤモ知レサル故）更ニ疾風ノ如ク決議案ヲ提出シテ會議ヲ了ラシメタル手際ノスゴキコト成程外交ト云フハ箇様ナ風ニナスモノカト感心セシメタリ」とその狡猾な外交に感嘆する一方、「米國ノブレント僧正ハ議長トナリ……外交ノ掛引ハ幼稚ニシテ無邪氣ナリ」と感想を述べている。

また、この会議における日本の活動については、

宮岡委員カ議場ニ於テ斯ノ如ク列強ト敵トモナリ身方トモナリテ縦横無尽ニ切り廻シ得タルモノハ総督府ノ阿片政策其宜ヲ得テ内ニ省ミテ疾シキトコロナカリシ結果ナリト云フモ過言ナラズ

と、総督府の従来の阿片政策について自画自賛すると共に、

日本ヨリ決議案ヲ提出セサリシハ有力ナル決議案ナレバ同盟国ニ迷惑ヲ及ホシツマラヌ決議案ナラ提出スルノ必要ナシト考ヘタル故ナリ

と、同盟国ニイギリスに配慮したことを明らかにしている。

以上、高木の報告を中心に会議の内容や決議について言及したが、本国では、五月七日、外務次官石井菊次郎邸に、内務次官一木・衛生局長窪田・政務局長倉田・通産局長萩原などが出席し、宮岡委員が報告している。宮岡は、

二月十九日ノ會議ニ於テ医学上ノ見地ヨリ阿片及製剤ノ性質及効力ノ調査ハ全ク本會議ニ於テナサ、ルコトニ決定セシヨリ會議ノ大勢一変シ専門委員ノ研究ヲ要セサルコト、ナリ議事ノ進行頗ル速カナルニ至レリ

と、イギリスの反対により清国の提案が否決されたことが会議の大勢を決したと言ひ、その後の決議案については、「此等ノ提案中最重要ナルモノニツキテ其経過ヲ述ベシニ」として、清国の提案では、「阿片及其製剤ニツキ科学的調査ヲ遂クル為本委員会ヲ設置スルノ件」であり、これについてはイギリスが「各本国政府ニ於テ各其適当ト認メル方法テ以テ研究スルヲ可トス」という意見を提出し、賛否の国がそれぞれ別れたという。

「第二ニ阿片貿易ノ拒絶方法ニ関スル米國ノ三ヶ条ノ提案ニシテ全ク本會議ノ骨子タリ而レモ」 「英國ハ全然之ニ反対シ協議纏ラスシテ遷延セントス」とし、その結果の妥結が決議の第二・第三であるとする。また、各国の委員については「大抵領事其他行政官タルモノ多シ英仏ノ委員ハ大躰常ニ同一歩調……米國ノ委員ハ之ニ相對シテ常ニ清國ノ為ニ謀ルノ態度……日本ハ此間ニ在テ中立不羈獨立ノ態度」と述べる。上述したように、高木報告によれば、清国の事情により同情的ではあるが、イギリスへの配慮から清国・アメリカとの同一歩調は困難というが日本の立場であつたように思われる。

また、決議の中で日本に影響を及ぼす項目としては、第三条に關係して「其現行取締法ハ（一）喰吸ノ惡習未成年ニ蔓延スルヲ防止スル方法未ダ備ラズ（二）喰吸特許者ノ阿片購買ノ量ニ何等ノ制限ナキコトノ二欠点アルガ如ク……此ノ点ノ取締ヲ嚴ニスヘキニアラザルカ」と関心を喚起している。

また、阿片・モルヒネの密輸に關する第四条については、「米國委員ノ如キ最我邦ニ疑ヲ挟ミシガ輸出ノ取締ヲ嚴正ニスルノ要アルモノ、如シ」とし、モルヒネの取り締まりに關する第五条については、「藥品取締法アルガ故ニ其實施ニツキテ今日其要ナキカ」と報告している。

この報告に対して出席者からは、決議案に「一トシテ其根源タル生産ノ制限ニツキテ規定スル所ナキハ如何」

という質問が出され、宮岡は「清国ハ此生産ノ制限ニツキテ提議スル所アリシカ之ニ最利害關係ヲ有スル英国ハ之レ全ク外交問題ニ属スルモノニシテ本会議ノ権限ニアラズトシテ頑強ニ抗議シ決議ニ至ラサリシ」とイギリスの反論により決議とはならなかつた事情を説明している。⁽²⁴⁾

以上、宮岡の報告において日本と関係することが指摘された点について、五月二十八日付けで内務次官一木は、治療用以外の禁止を謳つた第三条とモルヒネの製造・販売取り締まりの第五条について「何分ノ御意見」を台湾総督府民政長官大島久満次に求めている。これに対し、大島は、七月二日、

右ハ各国ノ法規ニ照シ本島ノ法規ヲ再審スヘキ事項ハ無之候得共阿片令施行以来喫烟ノ悪習伝染ノ状態ニ顧ミ阿片吸食特許者ノ吸食量ニ制限ヲ加ヘ阿片漸禁ノ基礎ヲ鞏固ニナスノ趣旨ヲ以テ之ニ関スル法規目下詮議中ニ有之且又該決議書第五条ニ対シテハ本島ニ於ケル莫兎比涅及同塩類ノ需用ハ甚タ多量ナラス且之等ノ薬品ハ概ネ内地ヨリノ移入ヲ仰キ居ル次第ニ付内地ニ於ケル取締ト相待テ相当取締ノ方法相立候方便宜有之候ニ付該決議ニ対スル中央政府ノ御詮議一応承知致度候此段回答旁及照会候也

と回答し、吸食量の制限については詮議中の課題とし、モルヒネに対しては内地の取り締まりが先決であると⁽²⁵⁾している。しかし、七月二〇日付けで内務次官一木からは、第五条について「右ハ現行薬品営業並薬品取扱規則ニ依リ相当ノ取締アルヲ以テ此際特別ナル方法ヲ採ラサル見込ニ有之候」という回答がもたらされた⁽²⁶⁾だけであつた。

会議の決議がモルヒネ問題にもたらす今後の影響について、この時点ではまだ総督府も本国政府も充分に認

識していたとは思われない。

おわりに

会議の開催に先立ち、日本側の当事者には、アヘンは台湾に限られた問題である、その台湾では漸禁主義を掲げて専売制が施行されて以来成果を挙げている、日本はアヘンの輸出国ではないという既存の認識に基づき、会議の意義や日本への影響についての積極的な見通しは殆ど見られなかった。高木の「立会人」発言は象徴的である。開催直前の『台湾日日新報』の「阿片会議」（一九〇九年一月十五日）は、会議の目的を「阿片吸食禁止の方法を考究せんとするにあり」とし、日本の立場については「我国の阿片吸食に関係あるは惟り台湾のみなるが現に之に対しては漸禁の主義を採り我政府は現在の方法を以て最も適当なりと考へ居る」が、「若も我国の方法以上に更に適切なる手段あり其成績良好なりとすれば我国の委員は誠実に之を聴取して以て政府に薦むる所あるべし是れ今回の会議の本旨なればなり」と余裕をみせていた。また、高木は、会議後の談話（『世界の阿片状態 高木友枝氏談』『台湾日日新報』一九一〇年一月一日）において「調査や取締法の比較的良好よく行届いてをるのは我台湾で去年の阿片会議の諸報告の中では白眉であつたと思ふ」と自賛している。

しかし、会議においては、満洲・関東州・韓国における日本の密輸問題が具体的に取りあげられ、また、台湾のアヘン行政についても、吸食量の制限や吸食者の減少と煙膏生産の関係が問われ、宮岡も未成年者への蔓延防止を課題としていた。総督府も、会議終了から間もない、一九〇九年四月二七日、「阿片吸食特許鑑札改正及引換之件」を決議している。その背景には、

明治三十五年無効鑑札整理ノ為一度引換ヲ行ヒ爾來七ヶ年ヲ經過致シ候処……自然使用多年ニ涉リ既ニ汚穢毀損ノモノ多数ニ有之且ツ又遺失亡失ノ為再下付ヲ為シタルモノハ同年間ニ二万九千十五枚ニ上リ候是等ハ何レモ無効鑑札ナルモ再下付候之ヲ拾得シ若ハ発見スルコト殆ト無シ反テ阿片密吸者及其他ノ犯罪人中ニ所持スルヲ発見スルコト稀ナラズ

と、再下付された約三万枚の元の鑑札が殆ど不明であり、密吸食や犯罪に利用されていること、さらに、「阿片統計簿ニハ二十歳未満ノ者ハ一人モ無キニ戸口調査ノ結果ハ二十歳未満ニ左ノ吸食特許者アリ」として二九〇人が挙げられていることがあつた。このため、総督府は「此際旧來ノ鑑札様式ヲ改正シ全部ノ鑑札引換ヲ行ヒ是等無効鑑札ヲ一掃スルト共ニ阿片吸食者籍ノ整理ヲ遂ケ將來阿片行政ノ実績ヲ挙げ候」と、吸食者の鑑札全での引き換えを実施することにより、専売制度の厳密な施行を命じている。⁽²⁷⁾

ついで七月一三日には、「台湾阿片令施行規則及台湾阿片令施行手続中改正ノ件」を決裁している。総督府は改正理由として、嚴重な取り締まりにもかかわらず、「烟膏消費ノ状態ハ常ニ吸食特許者ノ死亡及廢烟ニ依ル通減ニ伴ハス却テ煙膏ノ販売高ハ年々増加ノ傾向ヲ示セリ……吸食特許者カ無制限ニ烟膏ヲ所持シ得ルヲ以テ自己ノ購買セシ烟膏ヲ他人ニ分与スルモノ多キカ為ナリ依テ吸食量ニ制限ヲ加ヘ烟膏分与ノ弊ヲ防制シ阿片漸禁ノ基礎ヲ鞏固ニセントス」と現状と新たな対策の必要を指摘しており、施行規則第三条に、吸食者は「阿片烟膏吸食量三日分以上ノ烟膏ヲ購買シ又ハ所持スルコトヲ得ス」などが加えられた。⁽²⁸⁾ いずれも会議の課題に対応したものと見えよう。

また、会議は輸入阿片の価格高騰を引き起こした。国史館台湾文献館所蔵の台湾総督府専売局公文書の簿冊である「大正二年 庶務 永久保存 一」に編綴された「専売局事務概要」によれば、「原料阿片ハ主トシテ印度産及波斯産ヲ用フ従来其供給地ハ重ニ香港ニシテ同市場ニ於ケル各種阿片相場ノ昂低ト需用ノ緩急トニ応シ随時之ヲ購入セリ」と、インド・ペルシア・トルコや清国のアヘンの価格変動に応じてより低廉な原料を輸入してきたものの、

然ルニ四十二年二月上海ニ於ケル万国阿片会議ノ結果原料阿片ノ価格漸次騰貴シ同年十月以降暴騰ノ勢ヲ示シ印度阿片ノ如キハ遂ニ従来ノ三倍即チ三千弗ヲ唱フルニ至レリ……一時ノ投機的商略ニ出テタルモノニアラスト推定セラレタルヲ以テ阿片烟膏売下価格ヲ其假据置クトキハ予算上到底収支相償ハサルニ至ルヘキヲ予想シ四十三年五月之カ価格ヲ引上ヲ実行シタリ

という。この煙膏価格の引き上げを宣言した、一九一〇年五月一〇日に決裁された総督の諭告も、

近年禁烟ノ議漸ク起リ遂ニ客年二月国際阿片調査会ヲ清国上海ニ開催シタル結果罌粟ノ栽培ヲ制限スルコト、ナリ為メニ阿片ノ價格著シク騰貴シタルハ遍ク人ノ知悉スル所ニシテ今回阿片烟膏ノ價格ヲ改正スルノ止ムヲ得サルニ至レリ

と、会議の影響を認めている。⁽²⁹⁾

会議は「調査委員会」とされ、議定は拘束力を持たないとされたものの、台湾のアヘン行政は禁煙に向けた国際的潮流と無関係に推進されることは最早なく、今後は確実にその影響を被ることを明らかにしたといえう。

注

(1) 会議の名称については、外務省外交史料館蔵の『清国上海ニ於ケル国際阿片調査委員会一件』と題された簿冊に編綴された日本側の史料においても「万国聯合阿片会議」、「上海阿片会議」、「東洋ニ於ケル阿片貿易及吸食調査会議」などの呼称が使用されており、必ずしも統一されていないが、本稿では、関係文書が編綴されている簿冊の題名に基づいて「国際阿片調査委員会」を使用する。

(2) 記事にあるオランダ政府からの照会について述べれば、一九〇三年六月一八日、ランダマ公使より外務大臣小村寿太郎に申し出があり、それを承けて、七月一日、内務省総務長官山縣伊三郎から民政長官後藤新平に、「台湾ニ於ケル鴉片消費ニ関シ執リタル方法及び其結果調査書」の提出が命じられたため、総督府は「台湾鴉片制度施行概要」を作成している。同文書によれば、「島民百年ノ常習ハ一朝ニ之ヲ除クノ難事ナルヲ認メ翌二十九年二月廟議之ヲ漸禁スルコトニ決定セリ之ニ依リ台湾總督ハ……最民情ニ適スルノ規則ヲ制定施行センコトヲ期シ阿片ニ関シ更ニ詳細ニ各般ノ事項ヲ調査シタリ同月帝國ト訂盟各國トノ条約ヲ台湾ニ施行シ以テ阿片ノ輸入ヲ嚴禁シ越テ明治三十年一月台湾阿片令ヲ三月同令施行規則ヲ發布スルニ至レリ」と、阿片令の施行に至る経緯を説明し、専売制は「内国現行制度ニ於ケルガ如ク総テ政府ノ専売トシ……島民ノ既ニ阿片喫烟ノ習癖ニ染ミテ中止スルコト能ハサルモノニ限り特許ヲ与ヘテ之ヲ吸食セシメ其他ハ嚴ニ之カ吸食ヲ禁シ」と内地嚴禁政策の台湾への施行を原則とし、例外的に喫煙を承認したことを強調している。その結果、特許鑑札の下付は、一九〇〇年九月の当初には「十六万九千六十四人」であつ

たものが、「現在数ハ十三万九千六百九人ナリ於此政府ハ台湾阿片制度ノ成功ヲ確認」できるとし、「将来ノ結果ヲ察スルニ当初ノ目的ヲ達シ得ルコト敢テ疑ナキヲ認ムルニ至レリ」という。『明治三六年 台湾総督府公文類纂 永久保存 四八』第一九案件。

(3) タフトにより派遣された調査団の報告書やブレントの活動については、笠原陽子「フィリピン・レポートと中国の禁煙運動」『人間文化論叢』九、二〇〇六年参照。

(4) 九月二五日、在清全権公使林權助は、外務大臣林董に対し、「朝廷銳意富強ヲ図ルノ際十年ヲ限り其害ヲ一掃セントス其吸食ヲ嚴禁シ並ニ罌粟ヲ種フルヲ禁スル方法ニ至リテハ政務処ヲシテ章程ヲ妥議具奏セシムベシトノ上諭発布」と報告している。「阿片禁止ニ関スル上諭送附ノ件」、外務省外交史料館蔵『英清間阿片協約締結一件』所収。

(5) 後藤春美『アヘンとイギリス帝国 国際規制の高まり 一九〇六～四三年』山川出版社、二〇〇五年、二九頁参照。

(6) 引用した外交文書は、外務省外交史料館蔵『清国上海ニ於ケル国際阿片調査委員会一件』第一卷所収。

(7) 「印度清国間阿片貿易廃止ニ関スル件」、前掲『英清間阿片協約締結一件』所収。

(8) 「阿片禁止ニ関スル請訓」、前掲『英清間阿片協約締結一件』所収。

(9) 「印度清国間阿片貿易ニ関スル件」、前掲『英清間阿片協約締結一件』所収。

(10) 「印度清国間阿片貿易ニ関スル件」、前掲『英清間阿片協約締結一件』所収。

(11) 前掲「英清間阿片協約締結一件」所収。

(12) 「清国阿片輸入禁止ニ関スル件」、前掲『英清間阿片協約締結一件』所収。

(13) 会議開催にいたるアメリカ、イギリス政府の動向については、前掲、後藤春美『アヘンとイギリス帝国 国際規制の高まり 一九〇六～四三年』山川出版社、二〇〇五年「第一章 アメリカ合衆国の登場」及び、目黒克彦「清朝最末期における禁煙運動に関する覚書(二)」中国国内における禁煙論議の昂揚を中心に」『愛知教育大学研究報告

第四〇輯(社会科学) 一九九一年参照。

- (14) 『明治四一年 台湾総督府公文類纂 永久進退 八』第四六案件。
- (15) 「阿片貿易及吸食調査会委員出張方照会ニ対スル回答ノ件」、前掲『清国上海ニ於ケル国際阿片調査委員会』第一巻所収。
- (16) 拙稿「台湾総督府の阿片専売政策―明治三四年の扶鸞「降筆会」運動の意味するもの―」、国史館台湾文献館編『第六回 台湾総督府檔案學術研討會論文集』二〇一一年参照。
- (17) 鍾淑敏「台湾総督府の対岸政策与鴉片問題」、台湾省文献委員會編『台湾文献史料整理研究學術研討會論文集』二〇〇〇年、王学新『日本対岸南進政策与台湾黒幫籍民之研究（一八九五―一九四五）』国史館台湾文献館、二〇〇九年参照。
- (18) 「上海ニ開催セラル各国阿片會議ニ関スル件」、『明治四二年 台湾総督府公文類纂 一五年保存 四』所収。
- (19) 委員の作成した原案と成案の二種類の稟議書は「帝国政府委員ニ対スル指令」に含まれている。前掲『清国上海ニ於ケル国際阿片調査委員会』第三巻所収。
- (20) 「阿片貿易及吸食調査會議帝國委員ノ伺出ニ対シ指令」、「内務省外甲第一六二号」、「阿片貿易及吸食調査會議帝國委員ノ伺出ニ対スル指令」、前掲『清国上海ニ於ケル国際阿片調査委員会一件』第一巻所収。
- (21) 『清国上海ニ於ケル国際阿片調査委員会一件』第一巻所収。尚、會議に提出された英訳の報告書は、『明治四二年 台湾総督府公文類纂 一五年保存 五』に編綴されている。
- (22) 『清国上海ニ於ケル国際阿片調査委員会一件』第二巻所収。
- (23) 『清国上海ニ於ケル国際阿片調査委員会一件』第二巻所収。関東州などにおけるアヘン問題については、山田豪一『満州国の阿片専売―わが満蒙の特殊権益』の研究「序章満州国阿片専売前史」汲古書院、二〇〇二年や桂川光正『関東州阿片制度の制定と中国人商人―関東州の統治を巡る一考察―』『史林』九一―二、二〇〇八年参照。
- (24) 「国際阿片會議列席本邦委員報告会」、「清国上海ニ於ケル国際阿片調査委員会一件』第二巻所収。

- (25) 「内務省衛甲第三八号」、「国际阿片会議ニ関スル件」『明治四十二年 台湾総督府公文類纂 一五年保存 四』所収。
- (26) 「内務省衛甲第三八号」『明治四十二年 台湾総督府公文類纂 一五年保存 四』所収。
- (27) 『明治四十二年 台湾総督府公文類纂 一五年保存 六』第一案件。
- (28) 『明治四十二年 台湾総督府公文類纂 永久保存 一三』第二二案件。
- (29) 『明治四十二年 台湾総督府公文類纂 一五年保存 三』第一七案件。